

特集

2007年
所得用

確定申告の手引き

国民を欺く「消費税の社会保障財源論」

税理士：佐飛 淳一



1. 構造改革の痛みは12兆7000億円！

2001年にはじまった小泉構造改革は、安倍・福田政権をへて、国民に多大な負担と苦悩をもたらしている。医療・介護における患者・利用者の負担増、年金支給額の削減、生活保護の母子・高齢加算の廃止、社会保険料の引き上げ、定率減税の廃止や老年者控除・公的年金等控除の廃止・縮小による増税など、積み上げられた庶民への負担増は、年間12兆7000億円にもなる。

消費税1%で2兆5000億円の増税であるから、消費税5%に相当する負担増である。構造改革政治の「痛み」は、国民のくらしを「破壊」したと言える。

国民は、昨年の特選院選挙で、自公政権の惨敗という痛打をあげせた。政府は、07年秋に予定していた「消費税を含む税制の抜本改革」を延期せざるをえなくなった。

2. 「消費税の社会保障財源論」と増税キャンペーン

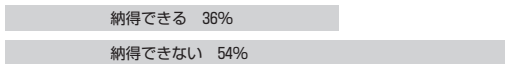
昨年12月、政府税制調査会の答申と与党税制改正大綱が発表された。09年を目途に消費税を含む税制の抜本改革を行うことを示し、庶民増税路線の仕切り直しを行った。消費税増税の論拠に、社会保障財源論を明確に打ち出した。

マスコミもまき込んで、「社会保障の財源の為に、消費税増税もやむなし」のキャンペーンが行われている。しかし、国民の受け止めは冷静である。社会保障財源としての消費税増税に、「反対41%、賛成28%、どちらとも言えない26%」（NHK世論調査11月13日）と「否」の態度を示している（資料①）。

資料①

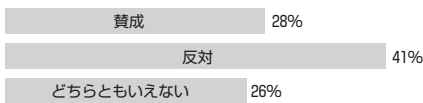
「朝日新聞」世論調査（11月3・4日実施、6日報道）

社会保障のために消費税引き上げが必要という考え方



NHK 世論調査（11月9～12日実施、13日放送）

「増え続ける社会保障の財源確保のために消費税の税率を引き上げる」ことに



3. 「消費税の社会保障財源論」の3つの欺瞞性

「消費税の社会保障財源論」は、欺瞞にみちた議論である。

第1の欺瞞性 貧困な社会保障制度の押し付け

国民の命を守る最後の「セーフティーネット」である生活保護制度が機能不全となっている。人々は放置され、餓死者まで出ている。

医療・介護でも、患者・利用者の一部負担金が支払えず、医療難民・介護難民といわれる人々が出ている。日本の社会保障は、「金が無い者は助けない」制度になりつつある。

「消費税の社会保障財源論」は、「この貧困な社会保障制度に文句があるのなら消費税増税を受け入れろ！」「それが嫌なら文句を言わず我慢しろ」と言うのである。貧困な社会保障制度の国民への押し付け、これが第1の欺瞞性である。

第2の欺瞞性 消費税増税の押し付け

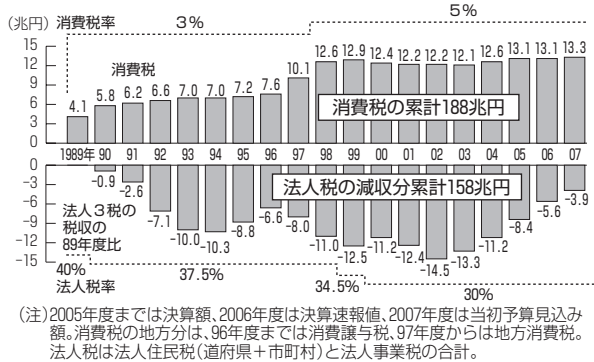
政府税制調査会は、社会保障の財源に消費税がふさわしい5つの理由を挙げている。

消費税は、①「一定規模の社会保障の財政需要を賄える」②「経済の動向や人口の構成変化に左右されにくい」③「世代間の不公平の是正に資する」④「勤労世帯など特定の者へ負担が集中せず」⑤「貯蓄や投資を含む経済活動に与える歪みが小さい」としている。

これは、言葉を変えと、消費税は、生活費に課税するので景気の良し悪しに影響されにくく、税収が安定している。赤ちゃんから高齢者まで年齢に関係なく、負担を強いることができる。失業して収入がなくても負担せざるをえない。ただし、大企業・大資産家の貯蓄や投資には、負担を与えないということである。

消費税は庶民には最悪の税金、大企業・大資産家には最良の税金である。「消費税の社会保障財源論」は、他の選択肢は遮断し、消費税増税のみを押し付けるのである。大企業・大資産家への減税は覆い隠した消費税増税の押し付け、これが第2の欺瞞性である（資料②）。

資料② 消費税収と法人3税の減収額

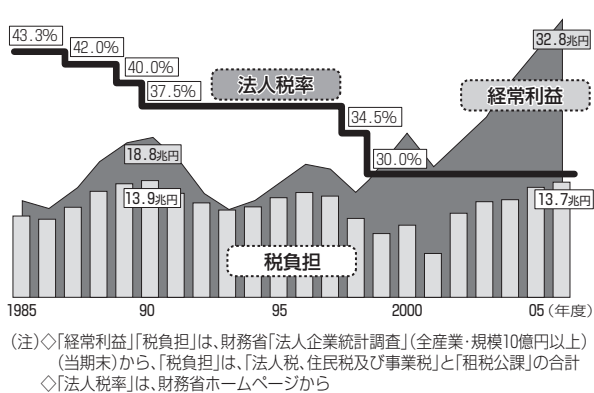


第3の欺瞞性 政府の大企業・大資産家優遇政治の隠蔽

第3の欺瞞性は、社会保障の削減か消費税の増税かの二者択一の選択を迫ることで、政府の大企業・大資産家優遇政治の批判をかわそうとしている点である。

構造改革政治は、庶民に増税を押し付けながら大企業・大資産家には減税を行ってきた。資本金10億円以上の大企業は、90年には、経常利益18.8兆円で、税負担13.3兆円であったのが、06年には、経常利益32.8兆円と1.7倍になったにもかかわらず、税負担は13.7兆円とほぼ横ばいである（資料③）。

資料③ 大企業の経常利益と税負担



これは、消費税が創設された89年には法人税率が42%だったのが、現在では30%へと大幅に減税されたからである。

政府は消費税の創設・税率引き上げと引き換えに大企業の税負担を引き下げてきたのである。今、消費税の増税を言うのであれば、まず法人税率を42%に戻すのが筋であり、大企業・大資産家優遇の税制を改めることが必要である。

4. 社会保障の充実した大きな政府を！

80年代以降、福祉重視の「大きな政府」が、社会経済の活力を停滞させる中で、企業の税負担を減らし、規制を緩和し、民営化を進めることで社会経済の活性化が図られるとした「新自由主義」「市場原理主義」の政治路線が主流を占めた。日本でも、「直間比率の是正」の名のもと、大企業・大資産家の直接税負担を減らし、消費税を中心とする間接税の増税を進める税制改革が行われてきた。

しかし、税負担と経済成長の関係をみると、税負担の「小さな政府」が必ずしも社会経済の活性化を実現しているとは言えない。

70年代、80年代、90年代それぞれのOECD諸国の経済成長率（GDP）と租税負担率の統計からは、70年代高福祉、高負担の政府が経済停滞に陥り、80年代「小さな政府」にすることで経済の活性化が図られる。しかし、90年代に入ると「小さな政府」であることが必ずしも経済の成長に結びつかず、逆に「大きな政府」であっても経済の成長につながる傾向を示している。

生活の社会化が進む中、医療・介護・教育・住宅などを、個々の家族の力で賄うことが困難となっている。社会の協同の力で支え合うことが求められている。医療・介護・教育・住宅など社会保障制度を充実させることで、社会の基礎である国民のくらしを支えることが、社会経済の活性化・発展につながる時代となっている。家・暮らしが齊ってはいじめて国が治まるのである。「福祉は、国民がこれを楽しむ」（憲法前文）のである。

5. 憲法の視点で税を考える

日本国憲法の第30条は、「納税の義務」を定めている。憲法は、無条件に国民に税負担を強いるのではない。憲法は、平和で人間らしく働き暮らしていける社会を作るために、国民に税負担を求めている。その意味で、すべての税金は社会保障の充実のために使われるべきである。

経済的負担能力が異なる以上、経済的能力に応じた税負担が、憲法の考える税負担の原則といえる。

社会保障制度の充実とともに、「庶民に増税、大企業・大資産家に減税」の税制を正して、応能負担原則に基づく税制へと転換していくことが大切である（資料④）。そのための国民的な運動が求められている。

資料④ 「逆立ち」税制は正で8兆円の財源

項 目	規模
大企業の法人税・法人事業税の税率引上げ	4兆円程度
研究開発減税など優遇税制の見直し	2兆円程度
所得税・住民税の最高税率引上げ	0.5兆円
証券優遇税制の廃止	1兆円程度
相続税その他資産家減税の見直し	0.5兆円
合 計	8兆円程度

(注) 税率は97年当時の水準（法人税37.5%、法人事業税12%、所得税50%、住民税15%）まで戻すとして試算。